

実用発電用原子炉に係る新規制基準の
考え方について

平成 2 8 年 6 月 2 9 日 策 定
平成 2 8 年 8 月 2 4 日 改 訂
平成 2 9 年 1 1 月 8 日 改 訂
原 子 力 規 制 委 員 会

5-3-1 設置許可基準規則における地震対策に係る規制上の要求事項は何か。	2 2 1
5-3-2 基準地震動とは何か。	2 3 8
5-3-3 応答スペクトルに基づく地震動評価とは、具体的にどのようなものか。	2 4 4
5-3-4 断層モデルを用いた手法による地震動評価とは、具体的にどのようなものか。	2 4 7
5-3-5 震源を特定せず策定する地震動は、具体的にどのようなものなのか。	2 5 5
5-3-6 耐震設計とは何か。	2 6 0
5-3-7 新規制基準の策定の際、耐震重要度分類の考え方のうち、見直したところはどこか。	2 6 3
5-3-8 基準地震動を超える地震が発生した場合、即座に耐震重要施設の安全機能が喪失してしまうのか。	2 6 5
5-4 津波	
5-4-1 設置許可基準規則における津波対策に係る規制上の要求事項は何か。	2 7 2
5-4-2 津波対策とはどのようなものか。	2 7 7
5-4-3 基準津波とは何か。	2 8 0
5-4-4 新規制基準策定前後で津波対策を見直したのか。	2 8 5
5-4-5 基準津波を超えると、即座に安全機能は喪失してしまうのか。	2 8 9
5-4-6 立地条件から想定する基準津波を超えることを否定できないのであれば、全ての発電所に全世界での既往最大を上回る高さの防潮堤の建設を義務づけるべきではないか。	2 9 2
5-5 火山	
5-5-1 火山に係る設置許可基準規則の内容及び火山影響評価ガイドの法的位置付けはどのようなものか。	2 9 4
5-5-2 火山影響評価ガイドにおける評価方法はどのようなものか（概要）。	2 9 8
5-5-3 火山影響評価ガイドにおける立地評価の方法はどのようなものか（概要）。	3 0 2
5-5-4 火山影響評価ガイドにおいて、火山の将来における活動可能性を否定する評価はどのように行うか。	3 0 6
5-5-5 火山影響評価ガイドにおいて、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として立地評価で抽出した火山について、火山活動に関する個別評価はどのように行うか。	3 0 9
5-5-6 火山影響評価ガイドにおける火山活動のモニタリング及び火山活動の兆候を把握した場合の対処方針とはどのようなものか。	3 1 3

5-5-7 火山影響評価ガイドにおける影響評価の方法はどのようなものか。	3 1 6
5-6 竜巻	
5-6-1 竜巻影響評価ガイドの策定経緯及び法的位置付けはどのようなものか。	3 1 8
5-6-2 竜巻影響評価ガイドにおける評価方法はどのようなものなのか（概要）。	3 2 1
5-6-3 竜巻影響評価ガイドにおける基準竜巻等の設定の評価方法はどのようなものなのか（概要）。	3 2 4
5-6-4 竜巻影響評価ガイドにおける設計竜巻、設計竜巻荷重、設計荷重の設定及び竜巻随伴事象に対する考慮の評価方法はどのようなものなのか（概要）。	3 3 1
5-6-5 竜巻影響評価ガイドにおいて、基準竜巻の最大風速の設定には既往最大風速が用いられているが、地球温暖化といった気象現象の将来的変化については考慮されているのか。	3 3 5
§ 6 その他	
6-1 立地審査指針	
6-1-1 立地審査指針は、どのようなもので、どのような役割を果たしていたのか。	3 3 7
6-1-2 現在の立地審査指針の位置づけはどのようなものか。	3 4 3
6-1-3 立地審査指針の「(旧) 重大事故」、「(旧) 仮想事故」と原子炉等規制法、設置許可基準規則の「重大事故」は同じ意味か。	3 4 8
6-1-4 立地審査指針で要求していた、原子炉施設で発生し得る大きな事故が敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないという観点について、現在の法体系においてはどのように考えられているか。	3 5 1
6-1-5 立地審査指針で、「必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること」の観点から要求していた「原子炉からある距離の範囲内であって、非居住区域の外側の地帯は、低人口地帯であること」について、現在の法体系においてはどのように考えられているか。	3 5 5
6-1-6 新規制基準等において、社会的影響の観点から、「原子炉敷地は、人口密集地帯からある距離だけ離れていること」について、現在の法体系においてはどのように考えられているか。	3 5 9